中華民国 経済部知慧財産局御中

一般社団法人日本知的財産協会 アジア戦略プロジェクト 副理事長 別所 弘和

著作権法改正草案 (第四稿) に対する意見

拝啓、時下ますますご清栄のこととお慶び申しあげます。

私ども日本知的財産協会は、1938 年に日本において設立されました知的財産権に関する 民間のユーザー団体で、日本の主要企業約 940 社を会員としており、世界における知的財産制度、その運用の改善について、意見などを関係先に提出いたしておりますが、今般、標記「著作権法改正草案(第四稿)」について精査させていただきました。

つきましては、添付のとおり、私どもの意見を取り纏めましたので、ご検討の程、宜し くお願い申しあげます。

また、今回提出いたします意見の背景、理由などについてご説明するのに吝かではございませんので、その必要がありましたら遠慮なくご連絡いただければ幸いです。

敬具

添付資料: 著作権法改正草案(第四稿)に対する意見

お問い合わせ先:

一般社団法人日本知的財産協会

事務局長 西尾 信彦

TEL: 81-3-5205-3433 FAX: 81-3-5205-3391

Email: nishio@jipa.or.jp

台湾 著作権法改正草案第四稿向け要望 ①

件名	著作権の起点が完成時であること(改正草案第3条、第11条、第14条)
現状/問題点	改正草案第四稿第11条では、「著作人於著作完成時享有著作權。但本法另有 規定者、從其規定。」と規定されている。 しかしながら著作物は作成途中であっても創作性があれば保護されるべきで ある。例えば、書きかけの小説や楽譜、絵画、ソフトウェアなどでも作品とし ての価値が生じる場合がある。或いは作成途中の作品が第三者に盗用・複製さ れるなどした場合、"完成"していないことをもって著作権を有さないと判断さ れることも考えられる。
改善要望	改正草案第四稿第3条第1項第3号、第11条、第14条の「著作完成」を「創作時」など、必ずしも"完成"してない作品でも保護対象となることが明確に読める条文に修正することを希望する。
関連する 法令等	日本著作権法第51条第1項では、「著作権の存続期間は、著作物の創作の時に始まる。」と規定されている。アメリカ著作権法第302条等でも"完成"を要件とすることなく創作の日を起点としている。

台湾 著作権法改正草案第四稿向け要望 ②

件名	授業、教科用図書編纂目的の複製、公開伝送等
	(改正草案第四稿第55条)
現状/問題点	改正草案第一稿の「同一時間における受講」(55条)という要件が削除され、 説明にも「非同期型遠隔教育」も含む規定であることが明記されたため、要件 緩和という当協会の要望が反映されたことを評価する。
改善要望	目的に沿った円滑な利用と権利者への適正な利益配分がなされるよう、報酬 請求権化に対応した制度の構築を進めていただきたい。
関連する 法令等	日本著作権法第35条

台湾 著作権法改正草案第四稿向け要望 ③

件名	著作権の見做し侵害(改正草案第四稿第97条)
現状/問題点	改正草案第四稿第97条第1項第5号では、権利侵害と見なす行為の一形態として、「著作財産権者の同意または許諾を得ずして、公衆にインターネットを介して他人の著作を公開伝送または複製して著作財産権を侵害させることを意図し、著作の公開伝送または複製が可能なコンピュータプログラムまたはその他技術を公衆に対して提供することで、利益を得た場合。」と規定している。利益を得なければこのような手段を提供する行為が合法と判断される可能性があり、例えば個人プログラマーがこのようなコンピュータプログラムを無償配布しても著作権者は救済されないことになる。
改善要望	公衆に対してコンピュータプログラムまたはその他技術を提供することで必ずしも利益を得ていない場合も想定されるため、"利益を得た場合"という要件を削除することを希望する。
関連する 法令等	

台湾 著作権法改正草案第四稿向け要望 ④

件名	編集著作物の定義(改正草案第四稿第7条)
現状/問題点	改正草案第四稿第7条には、編集著作物の定義として「資料についての選択
	またはレイアウトが創作性を有する場合は、編集著作物であり、独立した著作
	物としてこれを保護する。」と規定されている。
	情報の電子化が急速に進んでいるなか、いわゆるデータベースがこの編集著
	作物の定義に含まれるか否か、不明確である。
改善要望	編集著作物の一形態として、電子的に構成されたデータベースも含まれるよ
	う定義していただきたい。
	例えば、日本著作権法では、第2条第1項10の3でデータベースの定義と
	して「論文、数値、図形その他の情報の集合物であって、それらの情報を電子
	計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。と
	規定している。そして、第12条の2において、保護対象として「データベー
	スでその情報の選択又は体系的な構成によって創作性を有するものは、著作
	物として保護する。」と規定している。
関連する	
法令等	

台湾 著作権法改正草案第四稿向け要望 ⑤

件名	ソフトウェアのバックアップのための複製(改正草案第四稿第72条)
現状/問題点	改正草案第四稿第72条には、権利制限のひとつとしてコンピュータソフト ウェアのバックアップのための複製について「バックアップの需要によりその プログラムを複製することができる」と規定されている。
改善要望	単に「需要により」との限定であると、「バックアップのために保存したい」という需要理由さえ満たされれば、数量的に制限なく複製出来るようにも読める。一般的に考えればバックアップは一つ存在していればその目的は果たせると言える。 「自ら当該著作物を電子計算機において利用するために必要と認められる限度において」のような制限を設けることを希望する。 日本著作権法第47条の3にも同様な規定が設けられている。
関連する 法令等	